

## 議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和5年1月12日(木)午前10時00分～午前11時07分(909会議室)

### ○出席委員(10名)

委員長	宍戸一照	副委員長	石原洋三郎
委員	佐々木優	委員	石山波恵
委員	後藤善次	委員	白川敏明
委員	二階堂武文	委員	尾形武
委員	山岸清	委員	渡辺敏彦

### ○委員外議員

議員 沢井和宏

### ○欠席委員(1名)

委員 羽田房男

### ○議会事務局出席者

次長兼総務課長	堀江清一	議事調査課課長補佐兼議事係長	佐藤康典
総務課課長補佐兼庶務係長	齋藤善也		

### ○議題

- 1 議会継続計画(初版)の案について
- 2 オンラインを活用した会議開催について

---

午前10時00分 開 議

(宍戸一照委員長) ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開催します。

本日は、羽田房男委員より1日間欠席の届出がありました。ご報告いたします。代わりに沢井和宏議員に委員外議員として出席したい旨の申出がありました。これを認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) ご異議ございませんので、沢井和宏議員に委員外議員としての出席を認めることといたします。

それでは、まず最初の議題といたしまして、議会機能継続計画初版の案について、これを議題といたします。

初めに、前回委員会で項目ごとの検討5回目として、オンライン会議の導入の検討、それから福島市議会機能継続計画の初版についてご協議いただきました。会派に持ち帰りいただき、資料の②、第8回会派意見と考え方のとおりご意見がありましたので、意見に対する考え方とともに資料としてまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。

それではまず、オンライン会議については後ほど協議いたしますので、それ以外の事項について事務局より説明しますので、よろしくお願いいたします。

事務局、お願いします。

**(議事調査課課長補佐兼議事係長)** それでは、資料②のほうをご覧いただければというふうに思っております。こちら1ページに議会機能継続計画初版についてということで、2つの会派からご意見が寄せられております。

まず、市民21さんになりますが、こちらは初版の7の(1)、①のウの項目についてになりますが、仮議長の選挙についてのご意見をいただいております。こちら正副議長が不在になったときに、選挙を行い、仮議長を選ぶことは疑問と考える。仮議長選任に向けて長時間を要することも想定される。また、仮議長が選任された後で仮議長不在となれば、再び選挙を行うのであろうか。議会機能を速やかに回復させることがBCPと考えるため、正副議長経験者の年長議員などあらかじめ序列を決めたほうがよいと、もう一つ、正副議長が濃厚接触者となった場合、数日で復帰することも考えられるが、仮議長の選挙を行うのか疑問である。また、緊急会議の前日に正副議長が濃厚接触者になった場合、選挙を行うのか疑問であるというような意見が寄せられております。

こちらにつきましては、第7回の委員会、11月11日の開催になりますが、こちらで正副議長が不在となった場合の取扱いについてご説明をさせていただいて、その際に自治法の規定上はどんなに少ない期間であっても正副議長が不在になった場合、こちらは仮議長の選挙を行うというふうに規定されております。その地方自治法の規定にのっとり、その時点での状況により対応する形ということで委員会の中で決定をいただいたというような内容でございます。

耀ふくしまさんからは、福島市議会機能継続計画初版については、これまでの積み上げてきた内容ですので、良いたしますと、計画の見直しについては14ページのとおり進めていくというようなことでご意見を頂戴しております。

以上、報告いたします。

**(穴戸一照委員長)** 今市民21さん、それから耀ふくしまさんから意見が出されております、議会機能継続計画の初版については、特に市民21さんからは、令和4年の11月11日の第7回委員会で確認した内容について再掲ということで、もう一度それについてのご意見が出されました。これについて市民21さんから補足説明があればお述べいただきたいと思います。

**(石原洋三郎委員)** ふくしま市民21として再度掲げさせていただいて大変恐縮なところではあるのですが、初版を振り返りましてざっと見ていったときに、やはり仮議長の選挙というのが一番議会機能

を喪失させることになりかねないのではないかと心配があったので、再度掲げさせていただいた次第です。といいますのも、委員会ですと委員長とかは正副委員長が不在になっても年長議員がすぐ代行していただけるような状況になっておりますが、正副議長が例えば実際に濃厚接触者にお二人ともなってしまったということを想定したときに、3月1日が例えば本会議始まるというときに不在になったときに、仮議長をどうしようというふうに実際なるときにすぐ選べるかどうかというところがありますし、仮に本会議をずらしたとなると、例えば委員会付託もできないですから、委員会も開けないという状況に陥りますし、議会機能というのがやはりちょっと停滞してしまうことが心配されます。そういったこともありますので、あらかじめ序列を決めていたほうが、委員会のように。例えば年長者がやるとか。うちとしては正副議長経験者の年長議員が望ましいと考えておりますが、そのようにあらかじめ決めていれば議会機能を早期に回復させることができるので、やはり仮議長の選挙については再考したほうがいいのではないかとというのが当会派の考え方であります。

**(穴戸一照委員長)** 今市民21さんから仮議長の選挙についてということで説明がありました。さらには、事務局からもこれについて第7回の11月11日の経過を踏まえた内容での説明がありました。これについて何か質疑とかあればお述べいただきたいと思っております。

**(後藤善次委員)** 今石原委員のほうから話がありました内容については、今お話を聞いて若干不安になった者の一人なのですけれども、例えば3月1日から議会が行われるということで、2月の末に正副議長がともに感染する、あるいは濃厚接触者で議会に出てこれないとなった場合に、どういう流れで議会になるようになりますか。1日は選挙という仕組みになるでしょうから。その流れについておおよそこうなるであろうというのが分かったら教えてもらえますか。

**(議事調査課課長補佐兼議事係長)** 今委員のほうからお尋ねのあった件でございますが、これは正副議長のほうがもし議会開会前に不在というふうになった場合なのですが、こちらは2つの方法が考えられるというところではあります。まず、定例日にそのまま開会をするときに仮議長の選挙を行うということと、あと定例日そのものを動かすというような方法が考えられますが、定例日の会議の日程は当局のほうとすり合わせをして、動かすというのが可能なかどうかというのはなかなか難しい面はあろうかと思っておりますけれども、そういった方法で仮議長の選挙を行い、議事日程を決めて、議事日程を決めたところで散会をするというような、もっと細かいところはあるのかもしれないですけども、大きくはそのような。

**(後藤善次委員)** 日程的なこと、2月28日と29日の段階で正副議長が本会議に出れないとなったと。そうすると、3月1日の段階で例えば代表者会とかが開かれて、日程的な流れみたいなものが分かりますか。要するに1日は議会ができなくなってしまうとか、2日からなら議会ができるであろうとかというその時間的なこと。

**(議事調査課課長補佐兼議事係長)** 委員のおっしゃるところからすれば、29日に、正副議長が不在になった理由にもよるかと思うのですけれども、例えば新型コロナウイルス感染症で陽性ということになったと

いう場合は、最低でも1週間本会議のほうには出席できないというような状況は出てこようかというふうに思います。当初、初日に仮議長の選挙を行うなり、代表者会等を開いていただいて、仮議長の選挙があるということと、あとどなたが仮議長になるかというのを選任のほうを、緊急事態ということになるので、指名推選というふうになるかどうかあれなのですが、会派のほうでご調整いただくというような。ご調整いただいた段階で本会議開会ということで、仮議長の選任をいただく。決めた段階で散会というような流れかと思います。

(後藤善次委員) そうすると、最短でいくと午後から本会議とかというのは可能なことではあるのですね。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) ご調整がついた段階で選任という見通しが早期に立つということであれば、午後から開会というか、決まった段階で開会は可能です。

(穴戸一照委員長) 今説明があった、今までの従前の説明から、仮議長を選出して、話し合いができて、手続きが済み次第、当座の議事運営になりますから、そこで協議が調い次第、午前中でもそれは可能だと思しますので、時間的にはさほど、というのは午後とか今日1日駄目とか、そういうような状況はないのかなと。取りあえずは緊急事態ということでやれば、今までの従来の福島市議会の状況からすれば決められるのかなというふうに想定するところでもありますけれども、手続き論的にはそういうような手続きになると思います。

(石原洋三郎委員) 正副議長が不在のときに議事日程について変更とか、時間を午後にするとか、正副議長不在でもそれは代表者会だけで決められるのですか。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) 仮議長選任の上、議事日程を本会議場で決めていただく。

(穴戸一照委員長) 変更ですね。議会日程の変更については承認を求めると。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) はい。

(穴戸一照委員長) 本会議を開催して仮議長選出をし、そこで議事日程の変更を上程するということですね。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) はい、おっしゃるとおりです。

(穴戸一照委員長) ということです。

(後藤善次委員) 21さんの疑問点というのは、今ので解決したのですか。

(石原洋三郎委員) うちとしては、結局議長がいないと、仮議長でもないと、例えば3月1日の10時から本会議やるというふうに決まっていて、25日の議運の後に、例えば26とか27にお二人とも濃厚接触者になったといたら、やはり3月1日の前には仮議長を決めなくてはいけないのかなと思うのです。10時から本会議やる決まっていますので。そうすると、例えば28日には仮議長選挙をやるだとか、そういうことになってくるのかなとは思いますが。

(穴戸一照委員長) 今の石原委員の質問に対して。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) 選挙は、定例日である3月1日に行うようになろうかと思います。

(山岸 清委員) これは、要するに議会の日程は3月1日から本会議やって議案を審議するという日程がまずあるのだよね。ところが、そのときに議長、副議長がいなければできない。そのときの対応なのだ。正副議長が出てくれば、仮議長はそのまま権限なくなるわけだから、ちょっとの間なのだよね。隔離期間1週間というけれども、その前に引っかかっていたらちょうど6日目か5日目が1日で、2日には議長も出てこれるなんていうこともあり得るわけだ。いろんな形態。だから、単に短い期間の間にどうするかということをおは私には考えたのね。そうしたら、最初から仮議長でなくて順繰りの議長を決めておけば、そのまま日程変更もしないでやっていけるのではないかなという考えするわけ。日程変更して、質問から何か後ろにずらすということも、それもあっていいのだけれども、せっかく日程して議案やっていけば、当局も待っているわけだから、そのほうがいいのではないかなというのが私なりの意見なのね。

そして、どうせ1日か2日、長くたって6日なのだから。というのは、仮議長を決めるのも、改選後の議長選挙、あれのことを考えていると、あら、一晩かかっても決まらないとか、眠たくならなければ決まらないのだという議長選だから、一日。余分なことだけれども、俺最初議事に当選してきて、あれ、議長選挙というのはいつ頃終わると言ったら、そうですね、7時頃でしょうねと聞いたのね。そうしたら、当日、本会議の7時、その日の7時だと思って、あれ、意外と早いのですねと俺言ったのだ。山岸さん、何語っているのですか、次の日の朝の7時ですよというの。そうしたら8時になってしまった。本当にあの頃はコンビニもなく、晩飯、朝飯どうするかというのが本気の心配だったの。だから、そんなことには今回の仮議長はならないと思うのだ、緊急事態。だから、そういう緊急事態なのだから、あらかじめもう割り当てておいて、そしてだから20人までは決めておくことないのだか。議会の過半数は20人だから、三十……違うな。

【「17人」と呼ぶ者あり】

(山岸 清委員) 17人ね。だから、本当は半分感染してしまうと、仮議長になる人もどんどん感染してしまったなんていうことになる、17人まで作っておくかとなるけれども、それは現実的でないから、やっぱり二、三人まである程度はめておいたら、議会の日程も決まって、あととんとんといけば当局にもどこにも面倒かけないし、あとその途中で正副議長が復帰してくるということを考えれば、選挙までは必要……選挙になっても緊急事態だから、改選後みたいに一晩かかって何ともならない、本当眠たくならなないと決まらないのだから。俺も二、三回やらせてもらっているけれども、こういうこと。

(宍戸一照委員長) 了解しました。山岸委員の言わんとするところは分かりました。ただ、議事日程の変更というのは何も翌日にずれるということもないわけですよ。当日に話合いが決まれば、朝のうちに話が決めれば、そのうちに議事日程の変更というか、それはないわけなので、その辺は当日の状況を見て決定されるものというふうに想定するわけですね。日程が変わるということは日にちが変わるわけなので、そういうようなこともあり得ると。ただ、議事日程の変更といっても、ここで仮議

長選挙をやりますよというふうなのが議事日程に入ってくるわけですよね。それも含むわけですから、議事日程の変更というものは。ですから、日にちを変えることもあるけれども、最初の順序、皆様ご承知のとおり、そういうふうな変更もあるということでもありますから、その辺は十分にご承知おきいただきたいと思います。

(後藤善次委員) 確認というか、同意というか、あれですけども、緊急事態の中での議長選出になりますから、その辺については代表者会で最短で決まる方向をきちんと打合せができるような、そういう、決め事ではないけれども、内々で皆さん確認しておくことは大事なことはないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

(宍戸一照委員長) そうしますと、その辺については今後、本文とは関係なく何かの文言、例えば委員長報告とかそういうのもございますので、そういうような面で差し込むと。21さんからこういうふうな意見もあったけれども、それについては、緊急事態の仮議長の選出については速やかな選出を求めるとか、そういうような文言を入れるということではいかがでございましょう。その辺で収束ということで、このご意見についての。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、この後作成いたします委員長報告においては、仮議長の選出にあたっては、緊急事態であるので、速やかな選出を求めるといふようなことの文言を入れるということで、この場の市民21さんからのこの案件については従来の確認……

【「ここさ入れるんでねえんだべ」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) ここに入れませんよ。

【「それで分かるんだから」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それは今後何らかの形で、委員長報告での説明とか、報告内容とか、そういうような内容で附帯的に加えるということで、その辺については正副一任をお願いして、この件については11月11日、第7回委員会で確認済みの内容ということで再度確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) ありがとうございます。

続きまして、耀ふくしまさんについては初版のとおりといたしますということですから、何らご意見はないのかなと思いますので、次に進めたいと思います。

次に、議会機能継続計画初版の案の最終ページに特別委員会の名簿を作成した件と災害発生時の安否確認について事務局より説明させます。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、資料の③、計画の初版、前回の③の初版がありますが、中身については今ほどの意見以外に各会派からのご意見はなかったのですが、一つの案としまして、計画の最終ページをご覧いただきたいのですが、26ページになるかと思います。

(宍戸一照委員長) 23ページではない。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 23か。すみません。

(宍戸一照委員長) 初版の23ページをお開きいただいて。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 最終ページに当特別委員会の作成したメンバーということで委員会の名簿を載せてはどうかということでご提案でございます。他市のBCPにおいては、同じように検討した組織の名簿を載せているものもあれば、載せていないところもございますので、載せているところもあったものですから、一つ案としていかがかということのご提案でございます。

それから、もう一つ、机の上に机上配付させていただいておりましたが、黄色い災害等発生時の安否連絡ということで案として作成いたしました。今までお渡ししておりました黄色の一枚物のカードの、新しく今回計画を作成した場合に皆様にお配りする案として作成したものです。開いていただきますと、中に対象災害の種別があって、安否連絡が自ら連絡する場合と議会事務局から連絡があった場合に連絡してくださいねというのは、これは計画の中で皆さんご確認いただいておりますが、そちらを左右に載せておまして、その下段には左側に安否の連絡先、アドレス、それから電話番号等の記載、その右側には安否確認事項ということで、こちらも①から④といったものを安否連絡の際に連絡してほしいということで、これも既に確認した中身でございますので、それをカードとして収めたということです。二次元コードございますが、これは今お渡ししているカードにもあるのですけれども、カメラで読み取っていただきますと、議会事務局総務課のアドレスが送付先に入ったメールの送信が出てきます。ですので、メールの送付先としてわざわざ事務局のアドレスを入れずに内容が直接打ち込めるというようなものになっていますので、後で後ほど、タブレットのカメラでも結構ですので、読み取っていただくとメールの打ち込む画面が出てくるというものでございます。

それから、裏面というか、反対側につきましては、こちらも計画の中の資料編にも出ておりますが、災害伝言ダイヤルの録音と聞き方のものを載せてあるということでございます。四つ折りにしていただきますと、サイズの的にはクレジットカードと同じサイズにしましたので、手帳なり、携帯なり、財布なり等に入れておいていただいて、災害となった場合にこちらをもって安否連絡としては確認ができるというようなものでお渡ししてはどうかということで、こちらのほうで。

説明は以上です。

(宍戸一照委員長) それでは、今2点提案をさせていただきましたけれども、まず名簿を載つけるか載つけないかということでございます。初版でございますので、このような皆様で議論して計画をつくったということで、本市の他のいろんな計画とか見ますと、策定委員会のメンバーとか、そういうのは記載されている場合がございます。なので、これについては議会でこのような計画を策定したということで、このようなメンバーで議論したのだというふうなことでございます。これについては正副としてはどうしたものかなというような思いでいるところですが、委員の皆様のご意見で決めたいと思います。

(山岸 清委員) いいのではないですか。

(宍戸一照委員長) 載つけたほうが良いという。

(山岸 清委員) いいですよ。宍戸委員長だけでもいいのだけれども。

(宍戸一照委員長) それは困りますから。皆様の議論の成果です。

(山岸 清委員) 俺ら責任逃れ。あれは宍戸君の意見なのだ、俺は反対したのだ。

(宍戸一照委員長) そういうふうにならないように、皆様との意見の集約ですから。山岸さんには率先して議論していただいたということで載っけさせていただかないと。

(山岸 清委員) 分からないこと聞いただけだ、俺。

(宍戸一照委員長) どうでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、名簿を掲載するというので決定したいと思います。

(渡辺敏彦委員) ちなみに、何ぼ作って、どこへ配るのだい。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 本計画につきましてはあくまでも議会内部の計画でございますので、基本的には議会、皆様方と事務局と。

(宍戸一照委員長) あと、インターネットで公開。ホームページで。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 委員長からあったとおり、ホームページ等にもこの計画は当然掲載をさせていただきたいと思っていますので、そういった意味では市民の皆様も見られるものになるということでご認識いただければ。

(宍戸一照委員長) では、皆様の名簿は掲載するというのでご了解いただいたということで。

続いてカードですね。前回に比べますと枚数も多くなって、前はラミネート加工されていました。今回は仕様としては、事務局としてはこのままの仕様ですか。

(総務課課長補佐兼庶務係長) あまり厚紙にしますと、折り畳むと重なってしまって、入れるときに邪魔になってしまうようなこともあるかと思っておりますので、紙の厚さ的には今お渡ししたぐらいのもので、ラミネートまですると折り畳めなくなりますから、このような形でということで考えています。色につきましては、今既にお渡ししているカード型のものと同じようにもうちょっと明るい黄色の紙でも使用しようかなというふうには思っていますが、厚さ等についてはこの状態でいかがかというふうに思います。

(宍戸一照委員長) 何かこれについて。

紙ですと何となく粗雑に扱いがちではございますけれども、財布のカードケースと、カードホルダーと大体、カードの大きさと同じですから、カードホルダーの中にちょっと差し込んでおいていただければということでカードの大きさにいたしました。色は黄色ということで、あまりピンク、ピンクだと目立ち過ぎることもあるので、落ち着いた色で黄色ということに事務局選んだということでございます。よろしいですか。



【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、このような形と内容で皆様にこの計画案が策定された場合は配付させていただくということで決定いたしました。

続いて、オンラインを活用した会議の開催について。

前回、皆様にオンラインを活用した会議を開催した場合どのような課題があるかとか、前回市民21さんから何点か問題提起をいただきました。それを併せて各会派で意見を求めたいということで提案をさせていただきました。

これについて事務局、説明お願いいたします。

(議事調査課課長補佐兼議事係長) それでは、資料2の2ページをご覧くださいというふうに思っております。こちらオンライン会議についてということでの記載でございます。各会派から寄せられた意見、記載させていただいております。

真政会さんのほうから、災害時にネット環境が整えられない場合なども考えられるので、その場合の対応も考えながら進めていく必要がある。

真結の会さんからは、自然災害等が多発する中で、今後オンラインでの対応の実効性を高めるため、議長への答申等では早急な対応を求めるといったような内容でございます。

市民21さんからは、まん延防止措置などで不要不急の外出が自粛となっても、本会議、委員会等会議は必要可急な会議であるため、どのような状況下でも現に顔を合わせて会議を行うことが原則である。定足数を満たすときは、オンラインを利用した会議は認めない。定足数を満たすときは、議会機能が継続できる。定足数を満たさないときに、議会機能を継続させるための一つの手段としてオンラインを利用した会議が成立するかどうか課題である。登庁が困難な場合の議決権をどのようにすべきか、会議室にいる議員のみの議決権を認めるのかなどの課題がある。秘密会が開かれた場合に、オンラインを利用した会議への参加が認められるかどうかなどの課題があるといった意見をいただいております。公明党、共産党さんからは特になしというようなことでございます。

こちらは、後ほど資料4を準備しております。議会機能継続のためのオンラインを活用した会議開催にあたっての検討事項ということで、オンライン会議をしていくにはこういったことが検討事項としてあるというような大枠のようなもの、こちらの資料を準備しておいて、そちらのほうでご協議いただくような内容ということで準備をしております。そして、オンライン会議につきましては、新型コロナや災害などで委員会室に参集できない場合でも、オンライン会議ができれば多くの市民の声を届けることができる手段の一つとして決めるというような国のほうの方針も書いてございますので、その点だけこの説明として申し上げておきます。

以上でございます。

(宍戸一照委員長) オンラインを活用した会議の開催にあたっての課題ということで前回各会派から意見を求めたところでありまして、今こちらに説明がありましたとおり、それぞれの会派から

課題について問題提起がございました。例えば真政会さんからはネット環境。たまにこれは停電になった場合どうするのだというふうなことが大きな中身なのかなというふうに想像するところでありま  
す。それから、やはり真結の会からはこういうふうな多発する段階においては、ある程度オンライン  
での参加というものの実効性を高めるためには早急な体制整備が必要ではないかということ。それか  
ら、21さんからは5項目ありますけれども、基本的には1つ目として参集が原則でありましようとい  
うふうな問題提起。それから、2つ目、3つ目としては定足数を満たしたとき、満たさないときにオ  
ンラインでの参加の扱いをどうするのかというふうな問題提起。それから、その次は議決権の問題で  
すね、オンラインでの投票が可能なのかというふうな。それから、5番目としては秘密会。秘密会で  
のオンラインの参加は可能なのかと。もし秘密会で開催された場合、オンラインでの参加が可能なの  
かというふうな問題提起がございました。これらも含めて様々な課題があるということで、次に事務局  
のほうで資料の④と⑤で準備しております、例えば資料の④では、お開きいただきたいと思います。  
資料の④、議会機能継続のためのオンラインを活用した会議開催にあたっての検討事項ということで、  
今各会派から出された意見を含めてオンラインを活用した会議を開催するための課題、問題点、これ  
らを整理させていただいて記載させていただいております。これは、この委員会での一応皆様の意見  
ということで集約をして、あと議長への報告、このような課題がありますよというような報告として  
提案したいと思いますので、問題を洗い出ししたということでご理解いただいて進めてまいりたいと  
思いますので、まず④、それから⑤については全国市議会議長会からの様々な課題、検討結果、これ  
についての説明がございましたので、併せて事務局より説明させますので、お願いいたします。

**(議事調査課課長補佐兼議事係長)** それではまず、資料の4をご覧くださいというふうに思いま  
す。こちらは、議会機能継続のためのオンラインを活用した会議開催にあたっての検討事項をまとめ  
たものでございます。こちらは、まずオンラインを活用した会議を開催するにあたってはこういった  
内容について検討していかなければならないというような内容を記載したものでありまして、これ記  
載したものは主な検討事項というような内容になってくるかと思えます。

では、説明を始めます。地方自治法に規定されている本会議の出席議員とは現に議場にいる者と解  
されておりまして、本会議においてオンラインの活用は現在認められておりません。しかし、新型コ  
ロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からやむを得ず参集が困難な場合、地震等の災害時に参集が  
困難な場合などを想定し、議会機能を継続させるための手段を設けることは、これらの制約により会  
議に出席できない議員をできるだけ減らし、民意の反映機会を維持するという危機管理の観点から必  
要と思われま

総務省のオンライン会議による委員会の開催方法の通知及びその留意事項に関する通知につい  
ては、議会の審議や決定については本来議員が議場に実際に集まりなされることが望ましいとの考えの  
下、新型コロナウイルス感染症対策という人が集まることそのものを控える必要がある例外的、緊急  
的な場合について、オンラインによる方法を活用した委員会の開催も差し支えないとしている。

このことから、委員会の会議の開催は参集開催を前提としつつ、オンラインを活用した会議開催は限定的なものであるという位置づけの下、検討を行っていく必要があるというふうな想定でございます。

また、実際にオンラインを活用した会議を開催する場合において、議事整理や秩序保持が適切に図られることが必要であります。同様に、地震等の災害時も含め、参集困難な緊急事態においても議会機能を維持するための方法として、オンラインを活用した会議等、委員会、協議等の場、議員と事務局との打合せなども含みます、の開催について検討が必要であります。

その下の部分をご覧くださいと、まず前提ということで、今の文章の部分の箇条書になったものですが、1番目に議員参集の考え方ということで、本会議、委員会が開催される場所に参集することが基本であるというような内容でまとめさせていただいております。

2番目に、本会議、委員会のオンラインを活用した会議開催の可否について。本会議は、現行法ではオンラインでの開催は不可というふうになってございます。委員会については、委員会条例や会議規則等の改正により開催は可能というふうになってございます。

その次のページをご覧くださいというふうに思います。主な検討事項ということで、こういったものが課題としてあるので、検討が必要であるというふうな内容を書かせていただきました。1番の「また」からご覧くださいと思いますけれども、総務省自治行政局行政課長通知、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aでは、協議等の場についてもオンラインによる方法を活用して開催することは可能と考えているというふうにしております。このことから、オンラインによる方法を活用した会議として検討する会議は、福島市議会の委員会条例に規定する各種委員会、また会議規則に規定する協議等の場や事前の打合せ等が想定されることとなります。また、委員会における秘密会については、令和4年2月に全国市議会議長会より示されたオンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告における改正案、以下全議改正案という、のとおりリスクマネジメントの観点から対象外とすることが適当と思慮されます。

2番、事由ということで、こちらはオンライン会議を行うための事由について記載したものであります。こちら全議改正案等により、以下の事由により参集が困難な例外的、緊急的な場合における開催が想定されるということで、2つ記載させていただきました。新型コロナウイルス感染症、その他重大な感染症の蔓延した場合と災害等の発生等ということで、大規模な災害が発生したときまたは発生するおそれがあるときというようなことで、2つ事由としては記載させていただきました。

次、3番になります。開催要件であります、こちらはオンラインにより出席する委員の人数やオンラインによる会議を開催する場合の要件についても検討していく必要があるということで、こちらは検討が必要な内容として記載させていただきました。

次のページに移りますが、4番として出席対象者になります。こちらは、全議改正案等により、以

下の者がオンラインによる方法を活用した会議への出席対象者として想定されるということで、委員以下、1から7まで記載させていただいております。

5番、手続き方法ということになりますが、こちらはオンラインによる参加の場合の申請手続き等どうしていくのか、今後の検討になるというような内容でございます。

6番は参加要件ということで、オンラインによる参加の場合の情報セキュリティ対策や参加場所等について今後検討していく必要がある課題であるというふうに記載しております。

7番の出席の取扱いということで、オンラインによる出席として取り扱う場合の要件や通信障害等が生じた場合における出席の取扱い等について今後検討していく必要があるというふうに記載をさせていただきました。

8番、オンライン出席委員の本人確認ということで、オンラインで会議を行う場合、オンラインによる出席を行う方の本人確認はどうしていくのだというような内容についても検討の必要があるかというふうに思います。

9番、表決ということで、オンラインによる会議における表決方法や、通信障害により映像での表決が確認できない場合等が生じた場合どうしていくのかというのはあらかじめ決めておく必要があろうかと思しますので、今後の検討事項ということで載せておきました。

10、費用弁償についてですが、オンラインによる参加の場合の費用弁償の支給の有無について検討していく必要があろうかというふうに思いまして記載させていただきました。

11、通信障害時の対応ということで、オンラインを活用した会議開催時に通信障害等が生じ、会議運営に支障が生じた際の対応方法について検討していく必要があるというような内容でございます。

12番のオンライン会議システムということで、オンライン会議で使用するアプリケーションや委員会室内におけるディスプレイの配置等について今後検討していく必要があるというふうに考えまして、大きく主な項目ということで12項目説明させていただきました。

資料5についてでございます。こちらは、令和4年2月9日、全国市議会議長会のほうから発出された資料というふうになります。これは、オンライン会議に対する国からの通知をはじめ、議長会からオンラインを活用した会議の改正案の原形というか、こういうふうに改正したらいいのではないかというような内容を記載しております。こちらについては、国からこういうのも来ていますよということでご一読いただければというふうに思っております。

以上でございます。

**(宍戸一照委員長)** 今説明がありましたように、資料4、資料5で説明をいたしましたように、皆様からも意見を頂戴いたしましたが、オンラインを活用した会議の開催をした場合の課題、今思いつく、思いつくと言うと語弊があるのですが、挙げられる課題を列挙させていただいたということで、オンライン会議を開催する場合はこのような課題を整理しなくてはならないと、それについては会議規則というものを、委員会規則ですね、これらをやはり会議規則を修正していく、改正していく必要性が

あるということで問題提起をさせていただくために、当BCP委員会として問題提起をさせていただくということでまとめ上げたものであります。ですから、これについて皆様から、また改めて後ほど提案させていただきますけれども、このほかに考えられるものがあるかどうか、一応裏の資料5のほうで全国市議会議長会からまとめられたものも含めて検討いただいて、後ほどご意見を頂戴できればと思いますが、これについてご意見があればお述べいただきたいと思います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) 特段ご意見がなければ、後ほど皆様にご提案申し上げますが、会派持ち帰りをいただき、ご検討いただいて、議長に検討を要請する事項に加えるということで、皆様のほうからご意見を頂戴し、次回まとめたいなと思っておりますので、後ほど説明させていただきますが、その際ご意見を頂戴したいと思います。

続いて、今オンライン会議を利用したアウトラインについては説明をさせていただきましたけれども、今後、BCPの計画案にオンラインを活用した会議の開催についてということで、かねてより、前回もご提案申し上げましたが、それをBCP計画案に加えるということでご了解いただいておりますので、その案文、このような内容でBCPの本文のほうに加えてはいかがかというような案文をまとめましたので、提案をさせていただきたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

(**議事調査課課長補佐兼議事係長**) 資料6のオンラインを活用した会議の開催ということで、こちらをご覧くださいというふうに思っております。オンラインを活用した会議の開催について、こちら今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人が参集することで感染リスクが高まることもあり、また濃厚接触者になった、あるいはその疑いがある場合、会議を欠席せざるを得ない事態が発生した、さらに地震や台風、集中豪雨等の自然災害が毎年のように発生する中、議員の参集が困難となり、議会運営に支障が生じることも想定される。こうしたことから、委員会等の会議への出席について、議会機能の維持や危機管理の観点から、災害や新型コロナウイルスなどの感染症の感染拡大防止の場合に限定し、オンラインを活用した会議の開催について検討していく、こちらをBCPの本文の7の後、8として挿入できればというふうに考えております。

説明は以上でございます。

(**宍戸一照委員長**) 今説明をいただきましたように、BCP計画案の初版の現在の7の後の8に、現在の部分に加えて、1つずつ現在の8を後ろに番号を下げるという格好で、そこにこのような形でオンラインを活用した会議の開催についてということで加えたいということで、これはかねてより本文にオンライン会議の開催についてということでは皆様から了解をいただいておりますので、このような文言で加筆してはどうかということでの提案でございます。

なお、これについてはこの場での決定ではなく、後ほどまた先ほどと同じように各会派にお持ち帰りをいただいて決定ではありますけれども、かねてより申し上げているとおり、詳細についてはやは

り会議規則の改定とか、そういうものを含む内容でありますので、検討していくという内容にとどめた、記載でとどめたところでございます。速やかな議長への対応を求めるといような意見もござい  
ますから、これはまた後ほど委員長報告なりの策定の際そのような形で報告をさせていただくという  
ことで、取りあえず現状においてこのような文言を加筆したいということでの提案でございます。こ  
れについて質問があればお述べいただきたいと思ひます。

**(渡辺敏彦委員)** 質問でないのだけれども、この中の自然災害で議員の参集が困難となりと書かれて  
いるのだけれども、さっきの21の話ではないのだけれども、議会の開会とか開催が困難となる、どっ  
ちでいくの。議会なら定足数の問題出てくると思うので、それ決めないでこれ書いておくと、議  
員が例えば3分の1来れなくなったって3分の2いるから、定足数になっているから、それは問題な  
いとすれば、ここ議会が開会できない、開催できないという状況のものなのか、3分の1の議員が、10人  
ぐらゐ欠席になってしまった、10人も来ないのでは、定足数には達しているのだけれども、オンライ  
ンでやろうねという話になるのか、これどうなの。定足数関係なく議員が来れなくなったからか、  
あるいは議会が開会、開催できなくなったからか、そういうときに、どうするの、ここは。

**(穴戸一照委員長)** 昨日も議論した定足数の問題ですね。正副でも昨日議論させていただきました。  
定足数の問題とオンラインを活用した会議の参加というのが大きなポイントになると思ひますけれど  
も、その部分含めて説明をしてください。

**(議事調査課課長補佐兼議事係長)** 今委員さんから質問のあった件でございますが、まずオンライン  
を活用した会議というのは本会議は今のところは想定されておりませんので、法的にできないという  
ことの整理になっております。今回こちらの対象として書かせていただいたのは、まず委員会等とい  
うことになります。その中で……

【「委員会、協議等の場」と呼ぶ者あり】

**(穴戸一照委員長)** 協議等の場。委員会、協議等の場。

**(議事調査課課長補佐兼議事係長)** 委員会、協議等の場となってまいります。そして、定足数に関しては  
今後の協議というふうな内容となってございますが、これから今後の協議の中でどこまでをオンライ  
ンの会議としていくのかということで、委員長も含め全部オンラインでやってしまうのか、もしくは  
委員長だけは会議に残さなくてはいけないのかとか、そういったところは今後の協議というふうにな  
っております。今日決めていただくような内容のうちの一つに入ってくるかというふうには思ひます。  
定足数というふうなお話もございましたが、オンラインを活用しない現行の制度の中では、会議の直  
前にいらっしゃる人数の、会議のその場にいらっしゃる委員の数というのが定足数と、それは委員長  
等も含めて半分というふうな規定はございますが、それはこれからオンラインを活用した会議はどう  
いうふうな考え方でやるのかというのを決めていく中身にはなっております。全国市議会議長会等  
の通知の中では、オンラインで参加される委員さんは一応出席の扱いとなるというふうな内容の記載  
でございます。

(渡辺敏彦委員) 今定足数云々というのだけれども、例えば小学校とか中学校は二、三人コロナになると学級閉鎖とかにするでしょう。例えば、災害は別だかもしれないけれども、コロナとか何かあったらば、今日こうやって集まっているけれども、何人かなったから、やばいのではないか、濃厚接触者になってしまうのではないかといったときには、こっちに持ってくるのかどうかだよ。半分以上いるのであればできるだろうという論法になってしまうから、その辺検討してみてくださいないか。ここで答え出されないけれども。

(宍戸一照委員長) ここで答え出せないのです。これは、あくまでもこういう課題がありますよということの検討事項の整理なので。今渡辺委員からご提案いただいたものは、やはり昨日の正副の打合せの段階でもどのぐらいでどうなのというような問題が非常に、では誰も出なくてオンライン会議できるのと、その場に居合わせなくてもできるのかという話から、やはり正副ぐらいははなくてはならないのではないのというふうな話からいろいろ、あとは先ほど市民21さんから言うなれば過半数、例えば委員会の場合だと過半数ですね、過半数で委員会は開催するけれども、それに対してあとオンラインで参加したいのだというふうなことをどうするのか、そういうのを認めるのかとか、いろんな条件があるわけなので、これは今後これを、委員会規則を改定する専門の、委員会規則を改定する機関、委員会において十分に議論を進めていただきたいというようなことでの検討事項でございます。ですから、渡辺委員からも、あと市民21さんからも出された出席の、参集を前提とするけれども、けれどもどのぐらいの人数が参集したときに可能なのかということは、これは大きな取決めなのかなというふうに考えます。それは問題提起として十分にさせていただきたいなと思います。

(山岸 清委員) 今までの議論は、議員の参加ということのオンラインですね。前の出席対象者には当局説明員、公述人、参考人と、こういうふういろいろあるのだけれども、その人らの、例えばの話、具体的に言えば参考人の人もオンラインで参加できるのかとか、そういうこともちょっと考えておかないと、議員だけの場合はオンラインだけれども、参考人もオンラインでできるのかとか考えておかなければならないのかなと。あと、当局説明員の中には市長も含まれているのでしょう。市長は含まないのか。市長も含まれていないとおかしくなると思う。例えば市長もオンラインで参加しますとなったときどうなのとか。でも、提案理由説明するのに市長オンラインでテレビ見るみたいでもしようがないななんて。

(宍戸一照委員長) 本会議については、今のところオンラインの参集はできない。ただ、今その前の段階でおっしゃっていただいた説明員とか出席対象者、これはこれからの取決めになるのかなと思いますので、こういうふうなことが考えられると、現在の委員会規則ではこのような委員会の参加とかがあっても、このうちのどういう方々が可能なのかと、どこまでを認めるのかというのもこれからの議論になろうかと思えます。

(渡辺敏彦委員) 山岸さんの話は、ここは議員の参集でなくて、会議が開かれなくてないかとか、委員会、本会議という何か、会議が開催できないとか何かという心配にしておけばいいのでしょう。

誰でも対象になるということでしょう、議員だけでなく、今の参考人の話とか、市長の話も出てきたけれども。

**(宍戸一照委員長)** その辺も課題ということですよ。

**(議事調査課課長補佐兼議事係長)** ただいま山岸委員さんのほうからお話があった件だったのですが、市長も含まれるのかというような内容でございますが、当局の中に、これからの議論ということにはなるかと思えますけれども、本会議ではない場ということで、全員を対象にした委員会であるとか、あとは全員協議会のようなものも対象に含んでくるとすれば、市長のほうもその対象に含まれてくる可能性は十分にあるというふうに思います。

以上です。

**(宍戸一照委員長)** 全員協議会は一応協議等の場に位置づけられますので、もしかするとこれから詳細には何人ぐらい出席したら全員協議会が可能かというような問題も出てくると思えますけれども、それは今後の協議の内容ということになろうかと思えます。

この件についてほかに質問あれば。ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** それでは、各会派において先ほどの本文に加筆する文言の内容、それからあとのオンライン会議開催にあたっての検討事項ということでいろいろと皆さんから意見をいただきましたが、ここで列挙すべき課題についていろいろとご意見をいただきました。検討する課題についてもご意見があればお述べいただくように、先ほどのような形でご提出をお願いしたいと思います。

以上、本日の協議については以上といたしますが、様々なご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、本日の内容について、議会機能継続のためのオンラインを活用した会議開催の案について、検討課題については、先ほど申し上げたとおり、資料の7と8をご覧いただきたいと思えます。

【「検討事項が④に対して」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** はい。これ2枚ございますので、間違えないように。最初のほうが検討事項、2つ目のほうがBCPに文言を入れる本文の内容、これについてこういうふうに修正したほうがいいのではないかというような、加えたほうがいいのではないかというような内容を、前のページが先ほどの開催の課題についてあればということ、この2つを分けて記載いただいてご提出をお願いしたいと思います。

それで、大変申し訳ないのですが、議会の開催日程もありますので、これの提出は、新年でお忙しいところ申し訳ありませんが、ここに書いてありますように1月の19日までをお願いできればと。大変年始のお忙しい、行事日程が多忙な中で会派意見をまとめていただいて、1月の19日までにご提出をお願いいたします。

正副委員長からは以上ですが、最後にその他といたしまして、皆様から何か意見があればお述べい



ただきたいと思います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**穴戸一照委員長**) それでは、以上で本日の議会機能継続計画策定特別委員会を閉会といたします。

午前11時07分            散    会

議会機能継続計画策定特別委員長

穴戸 一照